

## ○明和町歯と口腔の健康づくり推進条例

平成 26 年 4 月 1 日条例第 14 号

### 明和町歯と口腔の健康づくり推進条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及びみえ歯と口腔の健康づくり条例（平成 24 年三重県条例第 42 号。以下「県条例」という。）に基づき、歯と口腔（くう）の健康づくりに関する基本理念を定め、町及び町民の責務並びに歯科医師等、教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めること等により、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進し、もって町民の健康増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次の各号に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康づくりは、生活習慣病の予防、介護予防等に重要な役割を果たすものであり、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わっているという認識のもと、個人の意思や人権を尊重しつつ行うものとする。
- (2) 町民が、生涯にわたって日常生活において歯と口腔の疾患の予防に向け取り組みを行うとともに歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを推進するものとする。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯又は口腔の状態及び歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進するものとする。
- (4) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するものとする。

#### (町の責務)

第 3 条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を推進し、継続的かつ効果的に実施するものとする。

#### (町民の責務)

第 4 条 町民は、基本理念にのっとり、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けること及び日常生活における適切な口腔清掃等により歯科疾患を予防することにより、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (歯科医療関係者の役割)

第 5 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、町が実

施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、教育関係者及び保健医療福祉関係者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯と口腔の保健サービスを提供するよう努めるものとする。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第6条 教育関係者及び保健医療福祉関係者（歯科医療関係者を除く。第8条において同じ。）は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

(基本的な計画)

第7条 町長は、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 町は、教育関係者及び保健医療福祉関係者並びに歯科医療関係者と連携を図るとともに、それらの協力を得て、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供並びに歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる教育関係者及び保健医療福祉関係者並びに歯科医療関係者との連携体制の構築に関すること。
- (2) 町民が定期的に歯と口腔の保健サービスを受けることを促進するための勧奨その他の必要な施策の推進に関すること。
- (3) 障がい者を有する者、介護を必要とする者その他定期的に歯と口腔の保健サービスを受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が、適切に歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境の整備に関すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。
- (5) 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
- (6) 成人期における歯周病等の歯と口腔の疾患の予防対策に関すること。
- (7) 歯科口腔保健の観点に基づく食育の推進、生活習慣病の予防その他健康維持に必要な施策の推進に関すること。
- (8) 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質向上に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(歯と口腔の健康づくり普及月間)

第9条 町は、毎年11月を特に歯と口腔の健康づくりを普及する月間とし、町民に広く歯と口腔の健康づくりの重要性を普及するものとする。

(明和町歯と口腔の健康づくり推進協議会)

第10条 町は、町民の歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するため、協議の場として、明和町歯と口腔の健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 町は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、財政上の措置、人員の配置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。